

障第30号
令和3年4月5日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の
一部改正について（通知）

このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので、お知らせし
ます。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	森
電 話	058-272-1111 内 2686		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		